

# 訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業

平成31年度予算額 55億円

○全国各地の観光地において、訪日外国人旅行者がストレスフリーで快適に旅行できる環境を整備するため、地方自治体や民間事業者等が行う外国人観光案内所の機能強化、トイレの洋式化、公共交通機関の移動円滑化、旅館・ホテルのバリアフリー化等の個別の取組を支援する。あわせて、外国人観光案内所等の災害等の非常時の対応能力の強化を図る。

## 地方での消費拡大に向けたインバウンド対応支援事業

- 外国人観光案内所等の整備・改良等及び災害等の非常時対応の強化
- 公衆トイレの洋式便器の整備及び機能向上
- 手ぶら観光カウンターの機能向上
- 多様な宗教・生活習慣への対応力の強化 等

・外国人観光案内所等の整備・改良等及び災害等の非常時対応



・公衆トイレの洋式便器の整備及び機能向上



・手ぶら観光カウンターの機能向上



・多様な宗教・生活習慣への対応力の強化



## 宿泊施設インバウンド対応支援事業

○基本的ストレスフリー環境整備

- ・Wi-Fiの整備
- ・案内表示の多言語化
- ・決済端末の整備



・自社サイト多言語化等



・ムスリム受入マニュアル作成



○バリアフリー環境整備

- ・トイレのバリアフリー化
- ・手すりの設置



・段差解消（エレベーター等）



・出入口の改修



## 交通サービスインバウンド対応支援事業

- 多言語表記、多言語案内用タブレット端末の整備
- 旅客施設や車両等の無料Wi-Fi整備
- 旅客施設や車両等のトイレの洋式化及び機能向上
- 全国共通ICカード、QRコード決済等の導入
- 旅客施設や車両等の移動円滑化 等

・多言語表記等



・多言語案内用タブレット端末等の整備



・無料Wi-Fiの整備



・トイレの洋式化及び機能向上



・全国共通ICカード、QRコード決済等の導入



・移動円滑化



## 実証事業

- 災害発生時における外国人観光案内所の初動対応マニュアルの作成
- ナイトタイムエコノミー等の新たなニーズに対応した交通サービスの推進に向けた調査 等

## 補助率

定額、2分の1、5分の2、3分の1、4分の1

## 事業主体

- (1) 地方公共団体（港務局を含む）
- (2) 民間事業者（公共交通事業者等を含む。）
- (3) 航空旅客ターミナル施設を設置し、又は管理する者
- (4) 協議会等

# 外国人観光旅客利便増進措置の概要

## 背景

- 個人手配型旅行への急速なシフト等旅行形態が多様化する等、**外国人観光旅客は量的・質的両面で大きく変化。**
- 観光先進国の実現は地方創生の柱であり、訪日外国人旅行者2020年4,000万人等の目標達成には、外国人観光旅客の地方への来訪、滞在の更なる拡大とともに、**単なる情報提供に留まらない多面的な受入環境整備の拡充が急務。**
- 特に公共交通事業者については、**利用者の目線を第一とした更なるサービス向上方策について、自ら検討し、速やかに実施**に移すことが必要。
- このため、国際観光振興法における枠組みを活用して、公共交通分野における更なるインバウンド受入環境を整備。

## 外国人観光旅客利便増進措置の概要

- 公共交通事業者等(※)に対し、従来の多言語による情報提供に加え、無料Wi-Fi環境整備、洋式トイレ化等外国人観光旅客の利便を増進するために必要な措置**(外国人観光旅客利便増進措置)の実施を努力義務化。**
- 多数の外国人観光旅客の利用が見込まれる路線等については、外国人観光旅客利便増進措置を実施するための**計画の作成及び当該計画に基づく措置の実施を義務化。**

(※) 国際観光振興法第2条における公共交通事業者等は、以下のとおり。

鉄道事業者、バス事業者、バスターミナル事業者、旅客船事業者、港湾管理者、エアライン、空港ビル事業者

### 外国人観光旅客利便増進措置の内容(法第7条)

- ・多言語による情報提供、・Wi-Fi利用環境整備、・洋式トイレ化、
- ・その他の外国人観光旅客の公共交通機関の利用に係る利便を増進するために必要な措置



【車両における無料Wi-Fi環境整備の例】

### (参考)外国人観光旅客の来訪の促進等による国際観光の振興に関する法律の改正

- 公共交通事業者等は、観光庁長官が定める基準に従い、**外国人観光旅客利便増進措置を講ずるよう努めなければならない。**(第7条関係)
- 観光庁長官は、公共交通事業者等の事業に係る路線又は航路について、外国人観光旅客の利便の増進を図ることが特に必要であると認めるときは、**外国人観光旅客利便増進措置を講ずべき区間として指定することができる。**(第8条関係)
- 指定された区間において事業を営んでいる公共交通事業者等は、**外国人観光旅客利便増進実施計画を作成し、これに基づき、当該外国人観光旅客利便増進措置を実施しなければならない。**(第9条関係)
- 観光庁長官は、公共交通事業者等が実施計画に基づき**外国人観光旅客利便増進措置を実施していないと認めるときは、勧告・公表することができる。**(第10条関係)

平成31年度予算額 55億円(新規)  
(国際観光旅客税財源充当事業)

○ 地方部への訪日外国人旅行者の誘致の加速化に向け、我が国へのゲートウェイとなる空港・港湾から訪日外国人旅行者の来訪が特に多い観光地等に至るまでの公共交通機関の利用環境を刷新するため、訪日外国人旅行者のニーズが特に高い多言語対応、無料Wi-Fiサービス、トイレの洋式化、キャッシュレス決済対応等の取組を一気呵成に進め、シームレスで一貫した世界水準の交通サービスを実現する。

## ①～④をセットで整備

### ①多言語対応(事故・災害時等を含む)

- 多言語誌等
- スマートフォンアプリの活用等による案内放送の多言語化
- タブレット端末、携帯型翻訳機、多言語拡声装置等の整備
- 多言語マロケーションシステムの設置

### ②無料Wi-Fiサービス

- 旅客施設や車両等の無料Wi-Fiの整備

### ③トイレの洋式化

- 洋式トイレ、多機能トイレの整備

### ④キャッシュレス決済対応

- 全国共通ICカードの導入
- QRコードやクレジットカード対応、企画乗車船券のICカード化
- 企画乗車船券の発行
- レンタカーのキャッシュレス対応

※通常は整備が想定されない場合(例：②無料Wi-Fiサービス(レンタカー等)、③トイレの洋式化(バス、タクシー、レンタカー等)等)については、適用除外とする。  
※①及び④については、少なくともいずれか1つ実施。

## ✦ (あわせて⑤～⑦を支援可能)

### ⑤非常時のスマートフォン等の充電環境の確保



■非常用電源装置・携帯電話充電設備等

or

### ⑥大きな荷物を持ったインバウンド旅客のための機能向上



(旅客施設の段差解消)

(LRTシステムの整備)

(インバウンド対応型タクシー)

(インバウンド対応型バス)

(荷物置き場の設置)

■段差解消やスーツケース置き場の確保

or

### ⑦移動そのものを楽しむ取組や新たな観光ニーズへの対応



■観光列車

■魅力ある観光バス

■サイクルトレイン

空港・港湾

空港・港湾  
アクセス

(長距離移動  
交通拠点間)

二次交通

周遊地域

訪日外国人旅行者の来訪が特に多い観光地等

補助率

1/2  
(①～④のうちのいずれかを実施済の場合は、1/3)

補助対象事業者

公共交通事業者、旅客施設の設置管理者等

- (1) 国際観光振興法第8条第1項により観光庁長官が指定した区間
- (2) (1) と一体となって利用環境を刷新することが効果的と考えられるもの

- ①貸切バス、タクシー：指定区間内の駅・ターミナル等を営業区域内に含むもの
- ②旅客船：指定区間内の駅・ターミナル等と接続する港を起点又は終点とする航路を含むもの
- ③ロープウェイ等：指定区間内の駅・ターミナル等を含む観光地内を発着するもの
- ④レンタカー：指定区間内の駅・ターミナル等に営業所があるもの
- ⑤旅客船ターミナル等：旅客船ターミナル及び当該ターミナルと指定区間内の駅・ターミナル等を結ぶもの

